令和４年第２回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録

招集年月日	令和４年 12 月 26 日
招集の場所	広島県山県郡北広島町有田 1234 番地 北広島町役場本庁舎　４階 委員会室
議長	大下正幸
開閉会日時及び宣告	開会　令和４年 12 月 26 日　午後２時
	閉会　令和４年 12 月 26 日　午後３時 15 分

○	出席を示す
△	欠席を示す
×	不応招を示す
□	公務欠席を示す

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	芦田宏治	○	5	宮本裕之	△
2	宍戸邦夫	○	6	熊高昌三	○
3	山本優	○	7	湊俊文	○
4	美濃孝二	○	8	大下正幸	○

会議録署名議員	６番　熊高昌三		７番　湊俊文	
地方自治法第 121 条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管理者	箕野博司	局長	児玉一朗
	副管理者	石丸伸二	所長	村田浩章
	監査委員	美濃孝二		

議事日程	日程第１	会議録署名議員の指名について	
	日程第２	会期の決定について	
	日程第３	諸般の報告	
	追加日程第１	議長の辞職許可	
	追加日程第２	議長の選挙	
	追加日程第３	議席の一部変更及び指定	
	追加日程第４	議長の議会運営委員の辞任	
	追加日程第５	議会運営委員の選任	
	日程第４	報告第１号	令和３年度繰越明許費繰越計算書の報告について
	日程第５	議案第４号	専決処分の承認を求めることについて （広島県市町総合事務組合規約の変更について）
	日程第６	議案第５号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について
	日程第７	議案第６号	令和３年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について
	日程第８	閉会中の継続審査の申し出について	
会議に付した事件	議事日程に同じ		
会議の経過	次のとおり		

事　　項	発言者	発　　言　　の　　要　　旨
開　　議	議　　長	ただ今の出席議員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程第1	議　　長	日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において6番、熊高昌三君及び7番、湊俊文君を指名いたします。
日程第2	議　　長	日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 本定例会の運営については、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、熊高昌三君の報告を求めます。 自席にて御報告をお願いいたします。
	議会運営委員長	はい、議長。
	議　　長	はい、熊高委員長。
	議会運営委員長	はい。議会運営委員会の報告をさせていただきます。 本日招集されました令和4年第2回定例会の運営につきまして、12月6日に議会運営委員会を議長出席のもと開催をいたしました。 本定例会へ付議されます案件は、報告1件、議案3件でございまして、事務局から議案の説明を受け、協議をいたしました結果、会期につきましては、本日1日限りということに決定をさせていただきました。 議案の内容につきましては、お手元に配付してあります提出議案書のとおりでございます。 なお、閉会中の継続審査につきまして、議長に申し出をいたしました。 以上で報告を終わります。
	議　　長	お諮りいたします。 ただ今の委員長の報告のとおり、会期は、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と言う者あり〕
	議　　長	異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
日程第3	議　　長	日程第3、「諸般の報告」をいたします。 初めに、本定例会に出席を求めた説明員は、管理者、副管理者、事務局長、所長及び木原監査委員ですが、木原監査委員は、本日体調不良のため、欠席届が提出されております。 次に監査委員から、令和4年度第1回定例監査及び令和3年度下半期分の例月出納検査の報告を受けております。お手元に配付しておりますので、御了承願います。 以上で、諸般の報告を終わります。 ここで暫時休憩といたします。 〔 暫時休憩中 〕
	議　　長	休憩を閉じて、会議を再開いたします。 この際、私一身上の都合により、湊副議長と交代いたします。 〔 宍戸議長　退場 〕 〔 湊副議長　議長席に着席 〕
	副 議 長	それでは失礼します。副議長の湊でございます。ただ今議長が議長席から降壇いたしましたので、議長を交代いたします。 この際、日程の追加についてお諮りいたします。 宍戸議長より議長の辞職願が提出されました。議長の辞職許可の件は緊急を要しますので、緊急事件と認め、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 〔 「異議なし」と言う者あり 〕
	副 議 長	御異議なしと認めます。 日程を追加いたします。 〔 山本議員　入室 〕
追加日程第1	副 議 長	追加日程第1、「議長の辞職許可」の件を議題といたします。事務局長に辞職願を朗読させます。児玉事務局長。
	局　　長	はい。 令和4年12月26日 芸北広域環境施設組合議会副議長　湊俊文様 芸北広域環境施設組合議会議長　宍戸邦夫 辞　職　願 一身上の都合により、議長を辞職したいので、地方自治法第180条の規定により、許可されるよう願います。
	副 議 長	以上でございます。 お諮りします。

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	副議長	本件は申し出のとおり、辞職を許可することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と言う者あり〕
	副議長	御異議なしと認めます。 よって宍戸議長の議長辞職については、許可することに決定しました。 〔宍戸議員　入場〕
	副議長	ただ今議長を辞職された、宍戸議員より退任の挨拶の申し出がありますので、これを許可します。8番、宍戸議員。
	8番議員	では、失礼します。2年間議長を務めさせていただきました。この間、議員の皆様方には大変お世話になり、いろいろと課題はあるものの大きな問題も無く、務めさせていただいたと、皆様に心より感謝を申し上げたいと思います。これからはまた一議員としてこの組合議会に、議員の一員として、その責務を果たしてまいりたいというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。以上です。
	副議長	この際、日程の追加についてお諮りいたします。 議長の辞職に伴い、新たに議長を選出する必要があります。 議長の選挙は、緊急を要しますので、緊急事件と認め日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と言う者あり〕
	副議長	御異議なしと認めます。 日程を追加いたします。
追加日程第2	副議長	追加日程第2、「議長の選挙」を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と言う者あり〕
	副議長	御異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。 ここで、暫時休憩といたします。 〔暫時休憩中〕
	副議長	それでは休憩を終わります。再開いたします。 お諮りします。議長において指名することにいたしたいと思いま

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	副議長	す。これに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と言う者あり〕
	副議長	御異議なしと認めます。 したがって、議長において指名推薦によることに決定いたしました。 先ほどの議長については、大下正幸君を指名いたします。 お諮りします。ただ今議長において指名いたしました、大下正幸君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と言う者あり〕
	副議長	御異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名いたしました大下正幸君が議長に当選されました。会議規則第33条第2項により、当選の告知をいたします。議長に大下正幸君。 大下正幸君、議長当選の承諾及び御挨拶を自席においてお願いいたします。
	3番議員	どうもありがとうございます。この度、湊副議長より推薦をいただきました。皆様のために、また組合が円滑に行きますようによろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。
	副議長	大下議長、議長席にお着き願います。議長と交代いたします。皆様の御協力ありがとうございました。 〔湊副議長　議長席から退席〕 〔大下議長　議長席に着席〕
	議　　長	よろしくお願いいたします。 お諮りいたします。この際、議席の一部変更及び指定の件を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と言う者あり〕
	議　　長	御異議なしと認め、日程を追加いたします。
追加日程第3	議　　長	追加日程第3、「議席の一部変更及び指定」を行います。 今回議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思います。 2番を宍戸邦夫君に、8番を私、大下の議席として、それぞれ指定いたします。なお、新しい議席への着席は、次回の議会からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。 また、私は現在、議会運営委員会に所属しておりますが、議長におきましては、この職責上、議会運営委員会に所属することは適

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	議　　長	当ではないと判断し、議会運営委員を辞任したいと思います。 なお、本件は、私一身上に関する事件でございますので、地方自治法第117条の規定によって、私は除籍になりますので、ここからの進行を副議長と交代いたします。 湊副議長、よろしくお願いいたします。 私はここで、退席、退場させていただきます。 〔 大下議長　退場 〕 〔 湊副議長　議長席に着席 〕
	副 議 長	副議長の湊でございます。大下議長が除籍となりましたので、議長に代わり私がここから進行を行います。
追加日程第4	副 議 長	追加日程第4、「議長の議会運営委員の辞任」の件を議題といたします。 議長から、議長の職責上の理由によって、議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。 お諮りいたします。議長の議会運営委員辞任は、申し出のとおり辞任を同意することに、御異議ありませんか。 〔 「異議なし」と言う者あり 〕
	副 議 長	御異議なしと認めます。よって、「議長の議会運営委員の辞任」を同意することに、決定いたしました。 ここで除籍となっておりました、大下議長の除籍を解除し、入場を求めます。 〔 大下議長　入場 〕
	副 議 長	議長は一旦、自席へお着き願います。 採決の結果をお伝えいたします。「議長の議会運営委員辞任の件」は、採決の結果、許可することに決定いたしました。 議長と交代いたします。 議長、議長席へお移りください。 〔 湊副議長　議長席から退席 〕 〔 大下議長　議長席に着席 〕
	議　　長	この際、日程の追加について お諮りいたします。 「議会運営委員の選任」を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 〔 「異議なし」と言う者あり 〕
	議　　長	御異議なしと認め、日程を追加いたします。

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
追加日程第5	議　　長	追加日程第5、「議会運営委員の選任」を行います。 お諮りいたします。「議長の議会運営委員の辞任」に伴い、ただ今議会運営委員が1名欠員となっております。 ここで暫時休憩といたします。 〔 暫時休憩中 〕
	議　　長	休憩を閉じて再開いたします。 議会運営委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において議会運営委員に3番 山本優君を指名いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 〔 「異議なし」と言う者あり 〕
	議　　長	御異議なしと認めます。したがって、ただ今指名いたしました山本優君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。 この際、委員就任の御挨拶をお願いいたします。3番 山本優君。
	3番議員	山本でございます。この度、議会運営委員に選任していただきまして、本当にありがとうございます。議会運営委員会での職責をしっかり全うして、芸北広域組合の発展に仕えるように努力してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。
日程第4	議　　長	日程第4、報告第1号「令和3年度繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。 提出者から報告を求めます。
	管理者	議長。
	議　　長	管理者、箕野博司君。
	管理者	はい。皆様、こんにちは。 〔 一同、「こんにちは」 〕
	管理者	それでは、説明の前に一言御挨拶を申し上げます。 今年も残りわずかとなってまいりましたが、皆様方におかれましては、大変御多忙の時期に、また大雪のため、先週23日開催予定でありましたが、急遽、本日26日に変更させていただき、予定もおありだったのではないかと思いますが、組合議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。 また、先ほどは、議長及び議会運営委員の選任もございました。宍戸前議長におかれましては、議会運営におきまして、いろいろとお力添えをいただき、本当にありがとうございました。 大下議長、山本議員におかれましては、新しいお立場で、これま

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	管理者	でと同様、御協力の程、よろしくお願い申し上げます。 本日は、令和3年度の決算審議を中心に、報告1件、議案3件を提出させていただいております。持続可能なごみ処理を目指して、議員各位の適切な御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 それでは、報告第1号の説明をさせていただきます。お配りしております、提出議案書の2ページをお願いします。 報告第1号、「令和3年度繰越明許費繰越計算書の報告について」、令和3年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより、報告するものです。 詳細につきましては、事務局が説明します。よろしくお願いします。
	局　　長	議長。
	議　　長	続いて、詳細について事務局に説明を求めます。 事務局長、児玉一朗君。
	局　　長	はい。それでは、事務局より説明させていただきます。 資料の1を御覧ください。A4の1枚の紙でございます。令和3年度組合一般会計予算、補正第1号で議決をいただきました繰越明許費について、資料1の2の項にございますように　繰越計算書を調製しましたので、議会に報告するものでございます。 好気性発酵乾燥、トンネルコンポスト方式等による施設整備に係る実現可能性調査事業につきまして、前回の3月議会終了後の全員協議会で調査状況を御説明させていただいたところでございますけれども、組合で実施しようと考えていたトンネルコンポスト方式が、最終製品の利用先等の理由で難しい、という結果となりました。そのため、新しいごみ処理方法について、さらに調査、検討が必要なことから、本事業の業務委託費、5,500,000円を令和4年度に繰り越したものでございます。 今年度、新しいごみ処理方法として、民間資金を活用した広域的なごみ処理事業について、検討を行っているところでございます。下の表にございますけれども、公民連携方式による廃棄物処理施設整備を中心に検討しております。加えて処理委託、アウトソーシングという言い方ですけれども、この方法での施設整備というのも検討を行っております。調査結果につきましては、改めて御報告させていただきたいと思います。以上で、報告を終わります。

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	議　　長	これをもって、提出者の報告を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 〔「なし」と言う者あり〕
	議　　長	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 ここで、報告第1号「令和3年度繰越明許費繰越計算書の報告について」報告を終わります。
日程第5	議　　長	日程第5、議案第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。 この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
	管理者	議長。
	議　　長	管理者、箕野博司君。
	管理者	はい。議案第4号、すみません。提出議案書の4ページをお願いします。 議案第4号「専決処分の承認を求めることについて」でございます。広島県市町総合事務組合の規約変更につきましては、構成団体であります本組合議会の議決が必要でございますが、規約の変更期日の関係上、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、組合議会の承認を求めるものでございます。 詳細につきましては、事務局が説明しますので、御承認の程、よろしくお願いいたします。
	議　　長	続いて、詳細について事務局に説明を求めます。 事務局長、児玉一朗君。
	局　　長	はい。事務局より、詳細を説明させていただきます。資料の2を御覧ください。表面と裏面がございますが、表面の方でございます。 広島県市町総合事務組合から組合規約の変更について協議依頼がありまして、専決処分を行いました。内容については、3の項の⑵に新旧対照表がございますが、「事務の委託の申し出があった場合、これを受託することができる」という、事務の委託の条を追加されたものです。広島県水道広域連合企業団から、退職手当及び公務災害の事務を委託したいとの申し出があったことにより、この規約の改正をされたようでございます。期限が12月16日まで

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	局　　長	ということでしたので、専決処分をさせていただいたものでございます。以上です。
	議　　長	これをもって、提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 〔「なし」と言う者あり〕
	議　　長	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論は、ありませんか。 〔「なし」と言う者あり〕
	議　　長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第4号「専決処分の承認を求めることについて」を、起立により採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 〔賛成者起立〕
	議　　長	起立多数であります。 よって本案は、原案のとおり可決されました。
日程第6	議　　長	日程第6、議案第5号「行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について」を議題といたします。 この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
	管理者	議長。
	議　　長	管理者、箕野博司君。
	管理者	はい。提出議案書の6ページをお願いします。 議案第5号、「行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について」でございます。現在、本組合の行政不服審査会事務は、安芸高田市、北広島町と同様に広島県に事務委託を行っておりますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、広島県との間における本事務の事務委託に関する規約の変更に関し、広島県と協議することについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、本組合の議会の議決が必要となり、この案を提出するものでございます。 詳細につきましては、事務局が説明しますので、よろしくお願いします。
	議　　長	続いて詳細について、事務局に説明を求めます。
	局　　長	議長。

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	議　　長	事務局長、児玉一朗君。
	局　　長	はい。それでは、事務局より説明をさせていただきます。資料の3を御覧ください。 現在、組合は、広島県に行政不服審査会事務を委託しております。行政処分に対してその審査の諮問を受ける第三者機関、行政不服審査会を県に委託しておりますが、この内容に個人情報保護に関する諮問というのは含まれていなかったのですが、今回、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴いまして、この部分についても規約の変更が必要ということになりまして、県との協議で議決をいただくものでございます。詳細は、資料3のとおりでございます。以上です。
	議　　長	これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 〔「なし」と言う者あり〕
	議　　長	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論は、ありませんか。 〔「なし」と言う者あり〕
	議　　長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第5号、「行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について」を起立により採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 〔賛成者起立〕
	議　　長	起立多数であります。 よって本案は、原案のとおり可決されました。
日程第7	議　　長	日程第7、議案第6号「令和3年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を議題といたします。 この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
	管 理 者	議長。
	議　　長	管理者、箕野博司君。
	管 理 者	はい。提出議案書の8ページをお願いします。 議案第6号でございますが、地方自治法 第292条において準用する同法第233条 第3項の規定によりまして、令和3年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けま

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	管理者	して、認定をお願いするものでございます。 　別紙の決算書のとおり、歳入決算額 746,515,984 円、歳出決算額 724,054,378 円となっております。 　詳細につきましては、事務局から説明いたします。御審議の程、よろしくお願いいたします。
	議　　長	続いて詳細について、事務局に説明を求めます。
	局　　長	議長。
	議　　長	局長、児玉一朗君。
	局　　長	はい。議案第 6 号の令和 3 年度の歳入歳出決算認定でございますが、決算に関する資料といたしまして、一般会計決算認定資料、一般会計歳入歳出決算書、行政報告の 3 冊を配付させていただいております。 　では、まずは、一般会計決算認定資料の方から御説明いたします。決算認定資料の 2 ページをお開きください。歳入につきまして、予算現額に対する決算額は、746,515,984 円、決算比率は 100.00%、歳出は、決算額 724,054,378 円、比率は 96.99%、歳入歳出差引残額 22,461,606 円となっております。 　以下、歳入、歳出の目別の一覧表、決算統計による性質別歳出の表がございます。それから 6 ページには、財産に関する調書の詳細といたしまして、備品の納入日と契約金額を掲載しております。10 万円以上のものについて記載しております。令和 3 年度は、パーソナルコンピューターを 1 台購入しております。他に増減は、ございません。 　以上で、決算認定資料の説明を終わりまして、次に、決算書の方を少し、御覧いただければと思います。決算書の 3 ページ、4 ページが歳入の款、項別の一覧表で、5 ページ、6 ページが歳出の一覧表です。提出日が、12 月 23 日になっておりますけれども、12 月 26 日に読み替えていただければと思います。あとのページ、事項別明細書ということで、節ごとの記載がございます。22 ページに、実質収支に関する調書がございまして、歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、それから先ほどの繰越明許費繰越額 5,500,000 円を記載しております。それから、24 ページの方、財産に関する調書でございまして、土地、建物、物権です。25 ページの方、物品の増減と現在高を記載させていただいております。先ほど、あの御説明いたしました決算認定資料で増減が入っているものでございます。最後のページ、26 ページでございますが、財政調整基金現在

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	局　　長	高でございますが、繰入で100,000,000円取り崩しまして、剰余金48,868,000円と利子141,585円を積立いたしまして、3年度末現在高は、103,364,131円となっております。以上で、決算書の説明を終わらせていただきます。 　それでは、行政報告の方も少し御説明させていただきます。こちらは、令和3年度の主要な施策の成果を説明する資料として、提出しているものでございます。 　めくっていただいて、1ページ、総論でございますが、令和3年度は、安芸高田市、北広島町で豪雨災害がありまして、甚大な被害が発生した年でございました。災害廃棄物も過去に例をみない量で、市、町の御担当課が中心となって仮置場の運営から災害廃棄物の処分の対応に当たられました。きれいセンターでは、可燃物の処理を実施しております。下の表2の方に数量等載せていますけれども、仮置場のごみを家庭ごみの収集運搬委託業者の方の全面的な協力により、土日を含めてきれいセンターに持ち込みしていただいております。 　それから、2ページ目ですけれども、2ページ目の表3でございますが、事業所のごみ処理手数料の改定を行っております。令和3年度の事業系ごみは、238トン減少していますが、この手数料の改定によって約870万円の増収となっております。それから、表の4でございますが、広島市の安佐南工場の火災の影響で、安芸太田町の可燃ごみを処理しております。3年度の計、その表にありますが、291.58トンということで、2年度分80.35トンで合計371.93トンでございます。すみません。そこの受入量の合計がですね、113.43とありますが、間違いでございます。371.93でございます。申し訳ございませんが訂正をお願いします。合計額が合っておりませんでした。受託費としては、令和3年度、10,467,722円の収入がございました。令和2年度と合わせて13,352,287円となっております。 　それから、表の5でございますが、財政調整基金の状況でございます。基金の取り崩しにより、市町の負担金の平準化を図ってきたところでございますが、令和3年度には、基金残高も1億円となりました。突発的な補修費、それから近年、電気代の高騰もあり、今後は、基金になるべく頼らないように進めていきたいと思っておりますが、市町さんの御協力が不可欠な状況でございます。 　それから、表6でございますが、今後のごみ処理についての方

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	局　　長	針案で、現在、検討している方式です。最初の好気性発酵乾燥、トンネルコンポストという方式が、視察に行ったこともありまして、一番望ましいということで事業可能性調査を進めてきたわけでございますが、最終製品の固形燃料の品質とそれに見合った引取先がないという事で、この方法では難しいという結論になりました。現在は、表の中の列にあります公民連携事業、PPP 方式ということで、一般廃棄物を含めた建設廃材等を受け入れることで、民間資本による施設建設と運営について、エネルギーセンターという構想、構想での整備を検討しております。他に処理委託、他の自治体や民間企業へのアウトソーシングという方法も検討しております。 今年度は、メーカーのヒアリング等行っておりますので、今後、説明させていただきたいと思っております。 次ページ以降、決算の状況ですとか、ごみ処理につきまして、資料を載せておりますので、御参考までにまた御覧いただければと思います。 12 ページを見ていただけたらと思うんですが、12 ページに、令和 3 年度のごみ処理実績ということで、安芸高田市、北広島町別のごみの量、種類毎のごみ量を載せております。表の下の部分、年間ごみ総処理量、安芸高田市が 7,364 トン、北広島町 4,801 トンで、合計 12,165 トンでございます。昨年度と比べまして、2.57%減となっている状況です。 以上、年度の事業報告ということで、行政報告書を説明させていただきました。では、よろしく御審査の程、お願いいたします。以上です。
	議　　長	これで提案理由の説明を終わります。 次に監査委員より決算審査の結果報告を求めます。本日、木原監査委員が欠席ですので、美濃監査委員、よろしくお願いいたします。
	監査委員	美濃監査委員。 はい。提出議案書 9 ページを御覧ください。令和 3 年度決算審査について御報告いたします。 地方自治法第 292 条において準用される同法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された令和 3 年度の決算審査を執行いたしましたので、その結果を意見を付して報告いたします。 次の 10 ページを御覧ください。審査の期間ですが、令和 4 年 11 月 29 日に木原代表監査委員と決算の審査を行いました。審査の方

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	監査委員	法及び審査の結果については書面のとおりですが、概ね適正に執行されているものと認められました。審査の結果の概要及び意見は、ページ15、15ページ、この議案書の15ページに意見としてまとめておりますので、御覧ください。意見を述べさせていただきます。 　令和3年度決算額を前年度と比較すると、歳入は39,726,000円増の746,516,000円、歳出は37,133,000円増の724,054,000円となっています。歳入の内、ごみ処理手数料については、ごみ量の減少から減額補正を行っていますが、事業系ごみ処理手数料の値上げにより昨年度比7,343,000円の増となっています。資源化物売却代についても鉄くず等の売却単価の上昇により3,622,000円の増収となっていますが、依然として財政調整基金の取り崩しによる予算編成が続いています。今後も老朽化しているごみ焼却施設の安定稼働のためには、補修費の増加は避けられない状況であり、運転経費となる光熱費の上昇も予測されることから、より厳しい財政運営が求められます。このような状況の中で、組合で取り組むべき課題は、ごみの減量であることを再三にわたり指摘していますが、その取り組みは進んでいない状況であります。この問題について、次のとおり意見及び要望を述べさせていただきます。 　一つ、「ア　減量化の実施体制について」です。前年度と比較して、安芸高田市は家庭のごみが68トン増加し、事業系ごみが308トン減少しています。一方、北広島町は家庭のごみが153トン減少し、事業系のごみが72トン増加しています。これらの原因を分析し、有効な対策を立案することが必要と思われますが、様々な減量化対策案は、平成29年3月に組合が策定した「一般廃棄物ごみ処理基本計画」で具体的に示されています。家庭の生ごみ減量化のためのコンポストの普及、事業所の紙ごみ資源化のためのオフィス町内会等、種々の対策はありますが、実行されていません。先ずは減量化対策を実施する体制の整備を行うべきであります。減量化対策の責任者、実施方針、安芸高田市、北広島町及び組合の役割分担の明確化が必要であります。市町の業務で多忙を極める中で減量化対策を推進するためにも、環境団体や事業者との連携、外部人材の導入等による実施体制の整備を図られたいと考えていますと述べました。 　「イ　事業所への生ごみ処理機の導入について」です。令和3年度に大型の生ごみ処理機を購入し、病院、施設、給食センター等で

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	監査委員	の試験的利用を計画していましたが、コロナ禍による処理機納入の遅れにより中止しており、そのため県補助金も減額補正となっています。実際に事業所に提案する際には、導入による経費節減や環境負荷の軽減等、費用対効果の評価が不可欠であります。ごみ処理手数料や補助金等、経済的視点を踏まえた提案活動を検討されたいと思います。 以上、危機的財政状況の中、市、町、組合が一丸となり、ごみの減量化を喫緊の課題として取り組まれることを望むものであります。以上で、決算審査の結果報告を終わります。よろしくお願いします。
	議　　長	これをもって、監査委員の報告を終わります。 これより質疑に入ります。 議案につきましては、決算認定ということでございますが、一般質問を別に設けておりませんので、組合の運営のこと、きれいセンターのことやごみの収集のことなど、その他、全般にわたっての質問がございましたら、ここで、質問いただきたいと思います。 なお、質問は、一問一答方式とし、挙手の上、自席で起立により行ってください。 質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。
	6番議員	議長。
	議　　長	失礼しました。6番、熊高昌三君。
	6番議員	はい。監査報告で、かなりの部分が指摘をされたり内容についても精査されておりますので、そこの部分は受け止めさせていただきたいと思います。なお、本日配付されました「定例監査の結果について」いう資料も、決算認定の関係も併せて同様の内容もありますけども、何点か、この定例監査の資料の6ページに基づいて確認をしておきたいと思います。 まず、ウの部分の・・・
	議　　長	熊高議員。
	6番議員	はい。
	議　　長	起立して。
	6番議員	あぁ、そうですか、失礼しました。 ウの部分の「施設運営の効率化・経費削減について」ということで、後段の方に、「施設用地の土地借上料、あるいは、当初契約の根拠や現在の状況を十分精査し」、ということで、この問題につい

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	6番議員	ては、どのように受け止めておられるのか。私もこういった内容については、初めて見たような気がしておりましたので、この際、確認をしておきたいと思います。
	議　　長	答弁を求めます。
	局　　長	議長。
	議　　長	局長、児玉一朗君。
	局　　長	御質問に対して、お答えします。きれいセンターの用地は、川井の、川井地区の分収造林組合の土地を貸していただいております、借地としております。その借地については、かなりの期間借りているんですけど、現在、町の方では、そういう借地について、いろいろ見直し等、進めていらっしゃる状況もあってですね、監査の中で、そういうのもですね、検討されたらどうかという御指摘があったところでございます。 一部、きれいセンターの進入路で組合が買い取りした部分もございます。買い取りができれば一番よろしいんですけれども、分収造林組合ということもあって、その部分については、なかなか難しい面もございます。現在、そのあたりの指摘についてはですね、今後、迷惑施設ということもございまして、地元の方とは協議を進めながら、進めているということで、その利用料については、見直しというのは進めてはおりません。以上です。
	6番議員	はい、議長。
	議　　長	質疑がありますか。熊高昌三君。
	6番議員	はい。まぁ、課題としてはあるけども、なかなか明確に解決するという道筋は立っていない、ということで、今後、いろんな努力はされるということでよろしいですね。はい。 それでは、次にエの方で「適正な処理の確保について」ということで、委託先の現地調査を年に1回やっておるというふうなことが後段に書いてありますが、「適正な処理の確保に努められたい」ということが書いてあるということは、適正な処理がなされない、なされていないというような受け止め方もできるんですが、この辺について、詳細について、御報告をお願いしたいと思います。
	議　　長	答弁を求めます。
	局　　長	議長。
	議　　長	児玉一朗君。
	局　　長	はい。お答えします。これはですね、監査委員の方から御指摘があったのは、法令上、ごみの処理を委託している場所には、1年に

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	局　　長	1回は必ず現地に行って確認しなさい、という事があるんですけれども、そういった事を監査委員の方に御報告しましたところ、それだけでは少し不十分ではないかとおっしゃいました。確かに現地に行って確認するのも一つの方法、必要ですけれども、そこの自治体の状況ですとか、あるいは公害の状況、地元の対策の状況、過去に事故があったかどうか、そういったところも含めて調査すべきではないか、ということで御指摘をいただいたところでございます。 これにつきましては、実際、市役所ですね、そちらの方には、毎年、事前通知という、こういった、貴市の、そちらの町のこういう施設に、こういう廃棄物を委託します、という通知をするんですけれども、そういう通知をする中で、そちらの市との情報交換をしながら進めていくということで、行っております。 現在、組合が処理委託している所につきましては、今まで問題があるところはございませんが、よその自治体も委託しているからということで安易に考えるんではなくて、やっぱり詳しく調査しないと、調査するということを肝に銘じて進めていきたいと思っております。以上です。
	議　　長	他に質疑はありませんか。
	6番議員	議長。
	議　　長	熊高昌三君。
	6番議員	もう1点、監査委員さんからの意見書の中にもありましたが、ごみの減量化とか、事業所のごみの、生ごみの処理機の導入とか、ごみの減量化についてありますが、先ほどの9月の監査報告の中の、オの部分で、事業系ごみの削減について、ということで書いてありますが、「北広島町ではゼロカーボン宣言を表明している、ごみを焼却せずに分別してリサイクルする取り組みの強化も図られたい」ということですが、両市町の首長がいらっしゃいますけども、この辺については、当事者である各市町、市町の方が取り組みをしっかりする必要があるというような事も含めて書いてあるんだと思いますが、管理者及び副管理者のこういった取り組みについてのお考えをお伺いしたいと思います。
	議　　長	答弁を求めます。
	管理者	はい。
	議　　長	はい。管理者、箕野博司君。
	管理者	はい。ごみを焼却せずに分別をもっとして、リサイクルする取り組みの強化でございますけども、安芸高田市、北広島町、そしてこ

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	管理者	の組合、協働で進めている事業でありますけども、もう少し突っ込んだ形で具体的に年度目標を掲げながら、進めてまいりたいというふうに思っております。 安芸高田市さんは、後ほど副管理者の方から説明があるかもわかりませんけども、いろいろ先進的に取り組んでおられる点もあります。市町と組合で協働して取り組めるものは、まだまだあるというふうに思っておりますので、しっかり進めてまいりたいと考えております。またＬＥＤ化とか、いうものも、ウの項にありましたけれども、この辺もゼロカーボンの取り組みと併せてですね、進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。以上です。
	議　　長	続いて答弁を求めます。
	副管理者	議長。
	議　　長	副管理者、石丸伸二君。
	副管理者	はい。これまでもいろんな所でお話してきたんですけども、私の考えとしては、「エコ」という言葉の中に「エコロジー」という言葉があって、もっと大事なのは、「エコノミー」だという認識です。環境は大事なんですが、人の営みあってこその価値ですので、優先すべきは、経済的合理性だと思っています。その意味で、ここに挙がっているですね、対策、考えられるものはいくつか挙がっているんですけども、大事なのは実効性があるか、要は効果があるか、さらには現実的かどうか、という冷静な判断が必要かと思いますので、その観点でこれからも取捨選択していきたいと考えています。
	議　　長	答弁を終わります。 他に質疑はありませんか。 熊高昌三君。
	6番議員	まぁ、お二人のそれぞれ首長から、御意見、御意見といいますか答弁いただきましたけども、そこで今後、ごみ処理センターの方向性を含めてですね、550万円、550万円の繰越をしましたけども。当初の分はダメで、公的な部分、それから別の方法という2つの視点で、今後検討していくんだと思いますけども。 安芸高田市の議会でも、今後の見通しについて、どのようになっていくんだろうかというな事が、この間も全員協議会ですか、そこでもありましたんで。まぁ、今後検討するという状況ではありますけども、今、石丸副管理者が言われたように、「エコノミー」という事をしっかり踏まえた上で、どんなふうな方向に持っていくの

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	6番議員	だろうか、ということは、非常に議会としても注目をしておりますので、現状の中で、このきれいセンターがどういう方向に行くのかということが、お考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。また、これは一般質問的なことになると思いますが、よろしくお願いします。
	議　　長	答弁を求めます。
	管理者	議長。
	議　　長	管理者、箕野博司君。
	管理者	はい。今、コンサルも入れて検討しているのが、民設民営という方向での考え方であります。また詳しくは、日を変えて説明をさせていただこうと思いますが、そういった方向性の中でも、いろいろ課題になる問題も出てくるので、今そういったところは、どうだろうかというところも検討はしておるところであります。 最終的には、経済効果がどちらがあるか、という所で判断をしてまいりたいと考えております。このことにつきましては、議会でもしっかりと議論をしてもらいたい、というふうに考えていることころであります。
	議　　長	答弁を終わります。引き続き答弁を求めます。 副管理者、石丸伸二君。
	副管理者	はい。今、箕野町長からお話があったとおりなんですけども、いくつか案が出ています。いくつかというか、ざっくり二つなんですけど。それらを比較検討しながら、よりよい選択肢を選ぶ、というこれに尽きると思います。現時点で、どちらがいいというのを、なかなか断定することは難しいんですけど、私としては、より可能性が大きい、それは今回のこのごみの処理に限らずですね、両市町にとってより大きな便益をもたらすもの、それが望ましいんではないかと考えています。
	議　　長	以上で答弁を終わります。
	6番議員	議長。
	議　　長	他に質疑はありませんか。 熊高昌三君。
	6番議員	先ほど申し上げたように、うちの議会でも、いつどうなるんだろうかというふうな心配をしておりますので、見通しとして、繰越をしたとはいえ、大体、どのくらいの時期を目途に、そういった議論が各市町の議会に報告といいますか、議論ができるような場になるのかなぁというのが一つ、見通しとして聞かせていただければと

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	6番議員	いうのがありますが、いかがでしょうか。
	議　　長	答弁を求めます。
	局　　長	議長。
	議　　長	はい。局長、児玉一朗君。
	局　　長	はい。今ですね、今年度の調査結果をまとめまして、3月の議会の時ぐらいまでに、いったん報告書をまとめたものを提出させていただこうと思います。それから、今年も市議会の方で、勉強会という形で、私の方から御説明させていただいたんですけども、来年、1年間かけてですね、少しそのあたりの説明を市議会、町議会の方々に説明できる機会をですね、とらせていただいて、組合議員さんはもとよりなんですけれども、市町の議員さんにもわかっていただきたい部分もございますので、そういった形でちょっと丁寧に御説明、協議する場を設けたいと思います。それが1日に3時間、4時間の会議ですと大変ですので何回かに分けて、1時間の勉強会というのを年に、月に、ちょっとそういう議員さんが集まれるような時にですね、私の方ちょっと市議会、町議会と調整させていただいて、説明できるような会をさせていただいたらなぁと考えております。以上です。
	議　　長	他に質疑はありませんか。 1番、芦田宏治君。
	1番議員	はい。先ほども経費削減が、喫緊の課題であるというふうに言われたんですけど、現実には、計画通りに経費削減が、具体的にできていないという事だと思うんですけど。減量化対策が必要、それから事務作業の効率化が必要、という意見も監査委員の方から出てますけど、この減量化対策と事務作業の効率化について、具体的には、どういうことを進めていくという、考えをお伺いしたいと思います。
	議　　長	答弁を求めます。
	局　　長	議長。
	議　　長	事務局長、児玉一朗君。
	局　　長	はい。今、対策への具体的な事でございますけれども、まず減量対策につきましては、今回、事業系ごみの減量ということで非常に成果が上がった部分がございます。八千代町の事業者の方なんですけども、生ごみを100何トン、年間160万ぐらい、ごみ処理手数料を払っていらっしゃったんですけども、機械の改良とか、工程の改良によって、それが今は、年間50トンくらい、経費にして120、130

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	局　　長	万円の経費削減に努められたという、まさしくごみの減量をされて、経費も削減になったという例があります。現在、事業所の、多量事業所、商業店舗ですね、あるいは介護施設、そういったところのごみの量を調査しております。その内容から減量化の御提案ができればということで今進めております。先ずは事業所、多量排出事業所のごみの減量化ということを提案しております。 　それから、家庭ごみについては、やはり生ごみ、それからプラスチックごみ、これを減らしてリサイクルできればかなりの資源化が可能になります。実際、令和4年度は3年度に比べて、ごみの焼却量が減っておりますと、やはりあの、電気代はですね、電気使用量は減ってるんですけど、電気代が、単価が上がってるんで、ちょっと削減できていないんですけれども、他のごみについて、粗大ごみですね、粗大ごみについても、そのリサイクル費用というのが減っております。安芸高田市さんでは、ジモティーとかで、そういう粗大ごみをリユースする取り組みも進めてらっしゃいますけれども。やはりそういった取り組みによって経費は節減できるんだなぁということで。先ずは、そういった経費のかからないやり方でごみを減らすということを、減量化対策を進めているところでございます。 　事務の効率化につきましてはですね、最近あの、少額な事でもありますけれども、書籍ですとか、あるいは市町に共有できる物があればそれを、といった事で考えております。事務所もですね、役場からきれいセンターに移転したというのも事務の効率化の面で行ったものでございます。このあたりもいろいろ御提案がございましたら、また市町さんと協働しながらですね、進めていきたいと思っております。以上です。
	議　　長	答弁を終わります。その他、質疑はありますか。
	1番議員	議長。
	議　　長	1番、芦田宏治君。
	1番議員	はい。今の世界情勢からみてもエネルギー価格の方が下がりそうにない状況、むしろ今からもっと上がる可能性もある中で、先ほど説明された減量化対策の方、金額的な目標設定があれば、減量化対策と事務作業の効率化でどれくらい下げるというのがあれば、伺います。
	議　　長	答弁を求めます。
	局　　長	議長。
	議　　長	事務局長、児玉一朗君。

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	局　　長	はい。事務作業の効率化というのは、ちょっと目標はないんですけれども、ごみの減量化というのは、ごみ処理基本計画にもあるんですけれども、令和8年度までに10％削減という目標を掲げております。以上です。
	議　　長	答弁を終わります。他に質疑は、ありませんか。
	１番議員	議長。
	議　　長	1番、芦田宏治君。
	１番議員	事務作業の方もかなり効率化は、今までも図られてきているんだと思いますが、この財政調整基金をですね、もうこれ以上、減らさないために、もしも、事務的な作業にしても減量化にしても、計画どおりにいかなっかった時には、やっぱり事業系のごみとか家庭ごみの処理費用を見直すという考えもあるということですか。
	議　　長	答弁を求めます。
	管 理 者	議長。
	議　　長	管理者、箕野博司君。
	管 理 者	はい。ごみの処理費用、皆さんに支払っていただく費用の問題でしょうか。はい。このことについてはですね、なるべく見直さずにいきたいというふうには思ってますが、そうは言いましても、全体費用がかさんでくる場合にはですね、ある程度、お願いをしなければならない状況もあるというふうには思っています。直近で、まだすぐ値上げをというふうには考えておりませんけども、逆に事業系の部分については、値上げをさせていただいたわけでございますけれども、それが、今のが適切かどうかという問題もありますし。 きれいセンターに持ち込みの、軽トラ等で、ごみを搬入される一般の方の数が、随分多くて渋滞を起こすというような事も現実あるということでありますんで、やはり持ち込み費用については、多少見直しを、特に土日、月に1回は、かなり混雑するようでありますので、そういったところは、見直しが必要な部分も出てくる、可能性としてはある、というふうに思っております。具体的な案としては、今は持ち合わせておりません。
	議　　長	答弁を終わります。他に質疑は、ありませんか。 〔「なし」と言う者あり〕
	議　　長	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 〔「なし」と言う者あり〕
	議　　長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

事　　項	発言者	発　言　の　要　旨
	議　　長	これより、議案第6号「令和3年度 芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を起立により採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を願います。 〔 賛成者起立 〕
	議　　長	起立多数であります。 よって本案は、原案のとおり可決されました。
日程第８	議　　長	日程第8、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。 議会運営委員長から閉会中の継続審査の申し出が提出されております。 お諮りいたします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 〔 「異議なし」と言う者あり 〕
	議　　長	異議なしと認めます。 したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
閉　　議	議　　長	以上、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 閉会にあたり、副管理者から挨拶をお願いいたします。 副管理者、石丸伸二君。
	副管理者	今回の定例会は、延期となりましたが、結果として、無事に開催できて、本当に良かったと思います。皆様の御協力、本当にありがとうございました。 さて、組合の喫緊の課題としては、先ほどもお話に出ていましたが、施設の改修になります。これは、機を逸すれば、町民そして市民が莫大な不利益を被る話ですので、適宜、適切に、特に適宜の方ですね、要はタイムリーに、意思決定をしていく必要があるかと思います。その意味では、本日こちらにお越しの議員の皆様、それぞれの議会において、一刻も早く理解を深め、そして議論を進めていただければと思います。 引き続き御協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。

事　　項	発言者	発　　言　　の　　要　　旨
	議　　長	これをもって「令和4年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会」を閉会いたします。 ありがとうございました。